



会 務 通 信

会員数/個人会員 1,062 名 法人会員 63 法人 (6 月 1 日現在)



撮影：西村 頼人

INDEX

◆ 2 期目のスタート	会長 梅村 守	2
◆ 境界問題相談センターニュース No.55		3
◆ 部長としての抱負		
総務部長 後藤 寛明、財務部長 伊藤 泰平、業務部長 田中 智司		6
研修部長 都築 正道、広報部長 片岡 忠雄、社会事業部長 吉田 真丈		
◆ 理事会オブザーバー参加	広報委員 伊藤 卓	11
◆ 令和5年度名城大学寄附講座	寄附講座運営委員会 委員長 牧田 篤	12
◆ 「キッズ本格おしごと体験」報告	前社会事業部 部員 稲山 亮二	14
◆ 事務局からのご案内		16
◆ 編集後記		18

2 期目のスタート

会長 梅村 守



5 月 26 日の本会定時総会が終了し、2 期目のスタートとなりましたが、早速、6 月 20 日、21 日には、連合会定時総会に出席してまいりました。4 年ぶりにフルスペックで開催され、全国から構成員全員が東京ドームホテルに集い、活発な議論が交わされました。第 2 号議案として提案された役員改選において、連合会会長、副会長選挙が実施され、会長に立候補した愛知会の伊藤直樹会員は惜しくも落選となりました。現職の岡田潤一郎候補が 3 回目の当選を果たされました。齋藤健法務大臣のご臨席の下、式典も行われました。また 7 月 7 日には中部ブロック協議会の定時総会が、愛知会の当番会によりサイプレスガーデンホテル（名古屋市熱田区金山）において開催予定です。

さて、先月号においてもお知らせしましたが、8 月 1 日(火)、ウインクあいち大ホールにおいて、**第 23 回あいち境界シンポジウム**を開催いたします。

テーマは、「関東大震災から 100 年 どうする防災！～命と社会をまもり 未来へつなぐ～」です。会員の皆さんも大いに関心がある内容だと思いますので、ご来場をお待ちしております。

あいち境界シンポジウムは、総会を除けば、愛知会最大のイベントであり、1 年に一度、社会に対して、土地家屋調査士をアピールする絶好の機会となります。

本会と公嘱協会と政治連盟の 3 者が協力し、それぞれの役割を果たしながら、戦略的に土地家屋調査士を広報し、社会貢献を訴えるイベントになります。

本会は、イベント自体を企画し、シンポジウムの運営の中心となる役割を果たします。公嘱協会は、官公署との密接な関係性をいかして、行政に働きかけを行い、関係する職員の方々にシンポジウムに参加していただき、最終的には具体的な社会貢献業務に結び付ける役割を果たします。政治連盟は、国会議員や地方議員の方々に出席を働きかけ、議会での質問をしていただくなど、行政を動かすきっかけの役割を果たします。

最後になりますが、これから 2 年間、役員一同、土地家屋調査士制度と愛知会発展のため尽力してまいりますので、会員の皆様におかれましても体調には十分に留意されて、業務に精励されると共に、引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.55

今月は、当センターの弁護士福本博之委員長より新年度のご挨拶と令和5年3月31日に開催されました日本ADR協会主催の実務研修・情報交換会にZOOMによるオンラインで参加されましたので、その報告を掲載させていただきました。

ADRを行うに際しての「傾聴技法」について ～上手な聴き手になろう～

あいち境界問題相談センター運営委員会委員長 弁護士 福本 博之

新たな令和5年度の始まりにあたりまして、当センター運営委員会の委員長として、ご挨拶を申し上げます。

平成13(2001)年6月13日に公表された司法制度改革審議会意見書において「司法の中核たる裁判機能の充実に格別の努力を傾注すべきことに加えて、ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性を図るべきである」として、平成16(2004)年に成立したADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）は平成19年4月1日から施行されることになり、早や16年目を迎えます。当センターも、平成23(2011)年3月29日に法務大臣の認証を取得し、裁判外紛争解決機関として運営を続けてまいりました。

ところで、民事第一審訴訟案件数は、平成21(2009)年をピークに以後減少傾向にあり、それは現在でも続いているといわれています。いわゆる民間の「訴訟離れ」の原因については様々な要因があると思われますが、少なくとも、民間における紛争やトラブルが減少しているからとは思えません。

今、まさに「裁判と並ぶ魅力的な選択肢」となるべく、当センターもさらなる利用促進に向けての運営や広報の在り方を日々検討していく必要があるといえます。

さて、東京に「一般社団法人日本ADR協会」という組織があり、そこでは、ADR関係団体間の情報交換・共有やADRのさらなる利用促進のための取り組みをしていますが、本年3月31日、同協会主催に係る実務研修・実務情報交換会がZOOMにて開催され、私と当センターの都築功副委員長がWEB参加をしましたので、そこでの内容を少しご紹介したいと思います。

タイトルは「**傾聴技法の実習を通じて当事者とADR機関の接点を図る**」というものでした。そもそも、この「傾聴技法」って、なに？というところから始まるわけですが、読んで字の如く、相手方との良好なコミュニケーションをとることを目的とした、もともとはカウンセリングの技法の一つということです。

当日は、WEB参加者が3人1組となり、互いにPC画面越しでまずは自己紹介などでリラックスしたあと、いよいよ、この「傾聴技法」についての実践トレーニングをする、という参加型研修であるとその時に初めて気づいた私は、その瞬間から目がパッチリと醒めたのでした。

指導なさっていた九州大学の先生からは、傾聴技法とは「牛のように聴く」という説明がありました。つまり、えらぶらない、眉間にしわを寄せない、沈黙を苦にしないこと（牛が本当にそうかは存じませんが…）。そして、相手（当事者）のストーリーをまずは受け止め、それを今度は自分が別の言葉に置き換えて（言い換えて）相手に返し、相互の共感を示す技法である、ということでした。

3人1組で、話し手、聴き手、観察者と役割分担をし、話し手はADRの新たな動きとか、利用促進に関する考えや意見を述べます。それに対し、聴き手はその話を途中で遮ることも、自分の意見を差しはさむこともせずただ聴き、話が終わると、その話の内容を今度は別の自分の言葉に置き換えて、話し手に伝えます。それによって、話し手は自分の話が相手にきちんと伝わり、共感されているという実感を抱く、ということを目指すものといえるでしょう。観察者は、その二人の会話を見ていて、感想を述べるという役割で、3人がそれぞれの役割を交互に務めるという実践トレーニングでした。

この研修を終えて思いました。我々専門家は、ごく普通の一般市民の方から紛争やトラブルの相談を受け、その解決に向けての適切なアドバイスや必要な実務作業を行うという職業です。

しかし、ややもすると、話し手のペースに合わせることなく、自分のペースで話を進めてしまったり、途中で話し手をさえぎって「つまり、〇〇ということなんですね？」と結論やまとめを急いでしまうようなことはないでしょうか？（まあ、説明に慣れていない話し手であれば、適当なところで会話の流れを変えたり、話を先に進ませるよう仕向けることは必要とはいえ）まずは本人の話をじっくり聴いてあげる、という姿勢は極めて大切なものであると思います。相談者によっては、専門家に話をじっくり聴いてもらえた、そのうえでちょっとしたアドバイスももらえた、それだけでも気持ちが落ち着いてずいぶん楽になった、と言ってくれる人もいます。

我々は「専門家」ですが、「先生」ではなくて、まずは「カウンセラー」として「聴き上手」に徹しなければいけないときもある、ということを改めて考えさせられた研修でした。

今年度も、様々な研修を企画して、会員の皆様の業務において少しでもお役に立てればと考えております。今年度におきましても、当センターの活動に、何卒、皆様からのご理解とご協力をお願いいたします。

(あとがき)

(社)日本ADR協会主催の実務研修及び情報交換会は、様々なADR機関の情報交換のできる所です。今回のテーマである「傾聴技法」は、私たち土地家屋調査士も身につけると大いに業務にいかせると思います。

今後もセンターニュースには、当センターに関するいろいろな情報を掲載させていただきます。下記のFacebookも更新しております。

研修会も毎年好評です。出席されたことのない方は一度受講してみてください。

ADRが自分の業務で役立つ方法であると気づいていただけたと思います。

意見、相談等がございましたら、センターへご連絡ください。お待ちしております。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

部長としての抱負



総務部長 後藤 寛明

本年度、総務部長となります、一宮支部の後藤寛明です。

1期目には総務部理事、2期目には企画（業務）部長、3期目の今期は総務部長を拝命しました。

土地家屋調査士として開業したときには役員をするとは夢にも思っていませんでしたが、気が付いたら役員歴も3期目となっておりました。初めて理事として支部から推薦されたときの当時の支部長から、「勉強してくるつもりで行って来い」と言われ、いろいろ経験させていただきよかったと思っております。

今となって、あまり社交的でない私になぜ役員を受け、続けられているか考えると、一番には自分の補助者時代の先生の影響が大きいと感じています。他会での補助者経験ですが、役員としての会務と自分の業務を両立している背中を見て学ぶことができ、大変よい経験であったと思います。とても尊敬できる土地家屋調査士でした。

今度は自分がその立場となりました。誰かが必ず務める会の役員ですが、自主性をもって、会務に関われば、自分や会員皆さんの思いを、少しずつ形に変えていくことができると思います。役員経験のない会員の方は次期以降、支部長や現職の役員からお声がけがあれば、ぜひ経験をしてみてください。

総務部としては、担当する委員会をいくつか社会事業部に移管することになったため、今年度は役員数が大きく減ることとなりました。とは言え、担当理事には、昨年度も総務部の部員であった2名の方が理事に就任されましたので、総務部から1期空いている私よりも内容を把握していると思います。力を合わせて今期初めて役員となった部員をリードし、皆の意見や思いを取り入れつつ、次期以降に繋げていけるよう部を運営していきます。

また、総務部の仕事は事務局の方々の協力がなくては成り立ちません。たくさんご迷惑をおかけするかと思いますが、事務局職員にも安心して業務をしていただけるよう頑張りたいと思います。

緊急の課題として、会館建設から18年が経過し、設備などいろいろ不具合が出てきて、今年度は空調設備の修繕を行うことになりました。入替工事は秋に実施予定ですが、この暑い夏にエアコンが不調にならないよう祈りながら進めていきます。

会員の皆さんにはご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。



財務部長 伊藤 泰平

本年度から財務部長を拝命いたしました名古屋西支部の伊藤泰平と申します。

支部役員を仰せつかった時も財務関係にはあまり関わっておりませんでしたので、財務部長という重責が務まるのか不安ではありますが、精一杯努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

財務部は事業計画・予算案に則した適正な財務運営を進め、安定した会務運営が執行できるよう、継続的な支出の削減を検討すると本年度の事業計画にありますので、その基本方針に基づき会務を運営していく所存であります。

財務部の構成員は3人と少人数ではありますが、矢野理事、杉浦部員と優秀なメンバーの後押しをいただき、財務担当の川合副会長の指導を仰ぎながら、職務を遂行していきたいと思ひます。

本年度から支部会計における源泉徴収処理を各支部にお願いしなければなりません。

財務部は源泉徴収処理の支援として、各支部の会計事務担当者を対象とした合同説明会（勉強会）をなるべく早い時期に開催できるよう準備を進めておりますので、各支部におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

6月の梅雨前線による大雨で各地に被害が発生しており、今後も台風や大雨による被害、さらに地震による災害などが発生することが予想されます。被害を受けた会員には、慶弔規程に基づき見舞金をお支払いする手続きもありますので、会員の皆様に周知いただくよう通知させていただきたいと思ひます。

災害は発生しないことに越したことはありませんが、災害発生時には総務部をはじめ各部と連携しながらその対応に努めたいと考えます。また、その他に福利厚生事業の推進にも力を入れて、少しでも会員の一助になるよう検討していきたいと思ひます。

これから2年間自己研鑽に励み、愛知会の健全な財務運営が遂行できるよう財務部一同力をあわせて会務にあたりたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

業務部長 田中 智司



このたび業務部を担当させていただくことになりました名古屋北支部田中智司と申します。

令和5年度から正式に6部制に移行し、業務部は企画部の業務部門を分掌とする部となります。業務部の主だった事業は、会員の皆様への業務の向上に関する企画、運営をさせていただくこととなります。私は前年度までは研修部を担当させていただいておりましたが、これからは新たに業務部を支えてまいります。

土地家屋調査士をめぐる状況は少しずつ変わっており、先に通知された「ネットワーク型 RTK 法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」により設置した登記多角点を使用した地積測量図の作成や、さらに今年度の民法の一部改正による共有物の変更・管理に関する規律の見直し、相続土地国庫帰属制度の創設などによる土地家屋調査士の業務への関連など多岐に及びます。

また、土地家屋調査士としてのより高い品位保持、誠実な業務も必要になってきております。これらを日常業務に反映させていくために、業務部におきましては協議を重ね、会員の皆様に研修やホームページ等でお伝えしていければと思っております。併せて、通常の土地家屋調査士業務に関しましても、より皆様の業務が行いやすいように企画し、情報発信させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

研修部長 都築 正道



この度、研修部長を拝命しました岡崎支部の都築正道と申します。令和3年度、4年度は研修部員として会務に携わりました。1年目はコロナ禍で、2年目からコロナ禍前のいわゆる通常の状態、実質1年ほどの経験で、部長という大役を仰せつかることとなりました。

以前は支部の役員として会務に関わってきましたが、本会の研修会等へは、あまり参加できておらず研修会のテーマとなるような業務に直接関係する内容をよく理解しないまま業務を行ってきました。本会の役員になり会務や業務に深く関われるおかげで、私なりに調査士業務がより充実し質を上げることができたものと確信し感謝する次第です。

研修部の運営としましては、これまでの本会研修部が培ってきた経験や教訓を受け継ぎ、令和5年度の事業方針に掲げた「研修の強化」を軸に今年度の各事業計画を推進し、しっかりと次代へと引き継げるような活動を目指します。

現在、事務局職員や役員の方々にお力添えをいただきながら、なんとか会務等をこなしている状況ではありますが、いかなる時も研修部長としての役割を自覚して行動していく所存です。今後、皆様にとって研修が良い影響力となり、土地家屋調査士の資質向上の一助となれるよう努力してまいります。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。



広報部長 片岡 忠雄

204X年X月X日、河合会長より愛知会666名の全会員へメッセージが発出された。

2年後の4月1日から表示に関する登記の管轄が法務省から〇〇〇〇省に移管されることに決まったのである。〇〇〇〇省の下で新たな資格制度が創設されることになったのだ。

つまり、2年後の3月31日で「土地家屋調査士」が消滅する。これで制度制定100周年を祝うこともできなくなった。土地家屋調査士には新資格が無条件で与えられるが、認定講習受講において新資格を与えられる他資格者と併せると、新資格者数は現在の土地家屋調査士登録者数の10倍以上に増加することになる。長年に渡り土地家屋調査士が少なすぎたのだ。

不動産取引、震災復興にも支障があることから、ついに国が動いたのである。



「ワン！ワン！ワン！」毎朝恒例の愛犬が吠える声。普段なら気付かずに睡眠継続なのだが、飛び起きた。なんだかととても暑い。久しぶりに寝汗をかいていた。「土地家屋調査士」が消滅する夢を見てしまったのだ。意識が覚醒するにつれて、背筋が寒くなった。

2年間、広報部理事を務め、今年度から広報部長を仰せつかった知多支部の片岡忠雄です。

現在、隣接士業の中で唯一右肩下がりに会員数が減り続けている土地家屋調査士。

今後、就労者人口が確実に減少する情勢において、土地家屋調査士の適正数を維持するためには、長期的視点に立ち、積極かつ的確な広報活動が必要不可欠です。それができなければ、冒頭の悪夢が正夢となってしまうのではないかと危惧しています。

広報部では、令和4年度から土地家屋調査士の受験者・登録者数を増やすことを主目的として活動しています。広報部はもちろん、広報委員会、今年度から本格稼働する広報戦略PTメンバーと共に【どうせやるなら、楽しくやろう！】を合言葉に簡単ではない課題に取り組んでいきます。今

後の広報活動において、会員の皆様にもご協力をお願いすることがあるかと思しますので、その際には、趣旨をご理解いただきまして、お力添えをいただきたく、よろしくお願い申し上げます。



先日、看護学部に通う大学4年生の長女が希望する病院の内定をもらい、目指す職業に一步前進しました。大学進学時になぜ看護師になりたいのかを訊いたとき、いろいろと話してくれましたが、一番の動機は、過去に接見した看護師さんに対する【憧れ】を抱いたことでした。土地家屋調査士を将来的にも適正数に保つために、連合会、本会による広報活動が不可欠ですが、若者に【憧れ】を抱かせる職業となるためには、会員各位の日々の言動が最も重要であると思います。自省しつつ、会員の皆様のご協力も併せてお願い申し上げます。

社会事業部長 吉田 真丈



今期、社会事業部長を拝命しました昭和支部の吉田真丈です。梅村会長及び川合担当副会長の下で微力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、愛知会の組織図を見ますと、この度担当させていただく社会事業部には、災害時対策運営委員会、寄附講座運営委員会及び地域福利増進事業PTが紐づいており、あいち境界問題相談センター運営委員会とも大きなつながりがあります。いずれも土地家屋調査士の職責をいかした社会貢献活動であり、土地家屋調査士としてどのように関わっていくことができるのかを問い、国民目線を忘れずに事業を進めてまいりたいと考えております。

本会理事は12年ぶりで、今回は先輩方の背中を追いかけているだけで2期4年が過ぎていきました。しかし、愛知会の事業にしても、土地家屋調査士に求められていることにしても、当時とは変わっている部分が多くあると思います。

私自身も、今年で調査士登録20年目となる中堅会員として、調査士業務に係る知識のアップデートを図るとともに、各役員の皆さまとプラスの相乗効果を生み出していけるよう努めてまいりたいと存じます。

ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたしますとともに、2年間、温かくお見守りいただけたら幸いです。

理事会オブザーバー参加

日 時：令和5年5月17日（水）午後2時～

会 場：愛知県土地家屋調査士会会議室

令和5年5月17日の理事会にオブザーバーとして参加してきました。私からすると、会の運営のための理事会とはいえ雲の上の世界の話であり、何をしているのかわからないというイメージでした。だって何も知らないもん、というのが本音で完全に人任せでした。今回、広報委員として会務通信の取材で参加するチャンスがなければそのままであり、知らなかったものを知るという好奇心にそそられながらの参加となりました。

今回の理事会は総会前の最後ということで協議事項が少なく、主に報告事項でした。総会後に役員の入替わりがあるため、次回の理事会で協議するようでした。いつもは協議事項も多く、活発に意見を出し合って議論を進めているとのことでしたが、今回は協議事項が少ないせいか、聞いていたよりは、まったりとした雰囲気で行われており、いつもとは違うようでした。しかし、報告事項であっても会の役員としての意見、個人としての意見を出しており、各役員が会の運営に真摯に向き合っていることが感じられました。

理事会が終わって、会の運営のために、いかに貴重な時間を割いて真摯に取り組んでいるかが、わかってよかったと思います。また会が少し身近に感じられるようになりました。会の運営に少しでも協力できることがあれば、協力しようとするようになりました。知ると知らないでは大きく違ってくると思います。理事会は会員であれば、誰でもオブザーバーとして傍聴できる規程がありますので、一度参加してみてもはどうでしょうか。いろいろと知れて楽しくおもしろいですよ。役員の皆様、たいへんお疲れさまでした。

（広報委員 伊藤 卓）



※1 理事会議事規程

第26条（関係者の報告・会員の傍聴）

2 会員から傍聴の申出があった場合は、議長は理事会の同意を得てこれを許可することができる。

令和 5 年度名城大学寄附講座



第 1 講を担当した牧田委員長

令和 5 年 4 月 12 日（水）から名城大学における寄附講座が開講されました。

昨年度はコロナ禍で全 15 講のうち、WEB 講義と対面講義での対応となりましたが、今年度は第 1 講から対面講義を行うことができました。やはり直接学生の反応を見ながら講義ができるので、講義にも熱が入り、やりがいもあります。改めて対面講義の良さを感じながらスタートすることができました。

近年、受講者数が 50 名程度と減少傾向でありましたが、今年度は 72 名と多くの学生に受講していただき、とても嬉しい結果となりました。

この寄附講座は毎週水曜日の 2 限目（10 時 50 分～12 時 20 分）に行われ、第 1 講の「ガイダンス」から始まり第 15 講まで、多くの講師の方にご協力をいただき講義が進んでいきます。第 5 講、第 6 講においては石川会の会員にご協力をいただき「土地に関する表示の登記」についての講義を行っていただきました。学生は講義を受講すると 2 単位が付与されます。可否は出席日数と、全 15 講の後にレポートを提出してもらい可否を決定します。

講義の最後に小テストを実施するのですが、講義への質問や感想を記入してもらおう欄があります。講義への質問もありますが、よくある感想としては、「測量をしている姿を見かけるが、それが土地家屋調査士とわかった」「土地家屋調査士について初めて知り、身近な職業とわかり興味を持った」など、やはり土地家屋調査士を知る機会がなく、職業を選択する上で候補にもならない現状がよくわかります。土地家屋調査士を多くの方に知っていただくためにも、この寄附講座の役割の大切さを改めて感じました。

寄附講座の目的の一つとして、土地家屋調査士を知ってもらい、一人でも多くの学生に土地家屋調査士を目指していただくところにあります。そこで今年度は、土地家屋調査士をより身近に感じ、より深く知ってもらうために、毎年夏休みを利用して行うインターンシップへの参加を積極的にアピールして、多くの学生がインターンシップに参加してもらえるように、活動を行っています。そのため学生を受け入れる体制も必要となりますので、会員の皆様にはご協力をいただきますようお願い申し上げます。

学生へ配布した「インターンシップ案内」



この寄附講座では、講師も募集をしています。土地家屋調査士の魅力を直接学生に伝えることができます。会員の皆様が土地家屋調査士を目指したきっかけや、なぜ土地家屋調査士を職業としているのかなど、実体験を伝えていただき、一人でも多くの学生に土地家屋調査士を目指してもらえよう活動を一緒にできたらと思います。



今後も会員の皆様のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(寄附講座運営委員会 委員長 牧田 篤)

「キッズ本格おしごと体験」報告

日 時：令和5年5月3日（水）10時～17時
会 場：イオンモール扶桑 1階セントラルコート

「キッズ本格おしごと体験」は令和4年8月13日に同じ場所で開催しています。

昨年と同様にいくつかの職業体験ブースがあり、子供たちが好きなブースを選び職業体験をするイベントです。今年は土地家屋調査士の職業体験ブースの他に歯科衛生士、福祉のお仕事、みやび園、屋外では消防署のブースがありました。ゴールデンウィークということもあり、家族連れのお客さんが多く開店と同時にキッズ本格おしごと体験を目指してくるお客さんもいました。土地家屋調査士の職業体験ブースは、さすがに一番人気とはいかなかったですが、153名の子供たちに体験してもらいました。

土地家屋調査士の職業体験ブースでは、トータルステーション、境界標、絵本「地面のボタンのなぞ」などを展示しました。今年は広報部で作製したバックボードを設置したことで子供たちにも良い印象を与えられたと思います。

職業体験としては、子供たちにトータルステーションを覗いてもらい、器械で測った距離とコンベックスの距離を比較してもらいました。

境界標については、実物をみてもらい実際には地上に見えている部分は、少しだけであることを知って驚いている子供や親御さんがいました。なかには、境界標の種類の使い分けを質問する親御さんもあり、自宅の境界標はこの種類であると覚えている方もいました。

また、トータルステーションに登下校中に見たことがあると言ってくれた子供たちや道路でよく見かけるけど、一度覗いてみたかったと言ってくれた親御さんもいました。

私は入口で案内係をしていましたが、年配の女性に声を掛けられ相続登記の時に何も考えずに土地を共有で相続してしまい、数年後に土地家屋調査士に分筆登記をしてもらい、初めて土地家屋調査士が何をする仕事か知ったとお話してくれました。土地家屋調査士は一般の方には分かりにくい職業だと改めて思いました。

今回の「キッズ本格おしごと体験」をとおして、土地家屋調査士の知名度・認知度をすぐに上げることはもちろんできませんが、積極的にイベント等に参加し土地家屋調査士を少しでも知ってもらうことが、職業の選択の一つに選ばれることに繋がると感じました。

まずは、私たちが家族、友人、依頼者、補助者等に土地家屋調査士が、やりがいがあり依頼者等に感謝されるような職業であることを伝えていけるといいなと思います。

（前社会事業部 部員 稲山 亮二）

[illegible]

事務局からのご案内

6月の入会者

あさおか なおし
朝岡 尚志（岡崎支部）

愛知第 3109 号
〒446-0041
安城市桜町 19 番 25 号
TEL 0566-74-3994
FAX 0566-77-2779

たむら かな
田村 佳奈（熱田支部）

愛知第 3110 号
〒456-0051
名古屋市熱田区四番一丁目 16 番 16 号 ハッ
トリビル 2F
TEL 052-875-9028
FAX 052-875-9027

はやし なおき
林 直樹（熱田支部）

愛知第 3111 号
〒458-0044
名古屋市緑区池上台二丁目 254 番地 1 池上
館 201 号
TEL 052-846-7206
FAX 052-838-8317

そ う だ たかし
左右田 崇（岡崎支部）

愛知第 3112 号
〒444-0835
岡崎市城南町三丁目 9 番地 2
キミオカビル 2F 東
TEL 0564-72-8270
FAX 0564-72-8271
土地家屋調査士法人児玉測量設計

と だ けんしん
戸田 謙心（知多支部）

愛知第 3113 号
〒470-2102
知多郡東浦町大字緒川字寿久茂 168 番地
TEL 0562-34-8740
FAX 0562-34-5628

こいけ たかし
小池 高志（名古屋北支部）

愛知第 3114 号
〒486-0929
春日井市旭町三丁目 25 番地 TEL
0568-32-5925
FAX 0568-34-1753
土地家屋調査士法人野崎合同事務所

の だ よしひろ
野田 佳裕（東三支部）

愛知第 3115 号
〒443-0021
蒲郡市三谷町須田 10 番地 3
エスポワール蒲郡 II 803 号
TEL 0533-68-4374
FAX 0533-68-4374



7月の会務予定

- 1 日 役員研修会
- 4 日 総務、財務、社会事業部会
- 5 日 業務、研修、広報部会
- 7 日 中部ブロック
令和5年度定時総会（愛知）
- 8 日 中部ブロック分科会
- 12 日 新入会員業務研修委員会
- 14～16 日 第18回特別研修（基礎研修）
- 19 日 理事会

事務所変更

高柳 琢（名古屋東支部）
愛知第 2801 号
〒465-0025
名古屋市名東区上社二丁目 46 番地の 1
パークホームズ本郷 308 号
TEL 052-364-8847・FAX 052-364-8848

中村 奈央子（知多支部）
愛知第 3048 号
〒 477-0032
東海市加木屋町平子 23 番地 1
グランドヒルズ東海 4B
TEL 0562-34-0566・FAX 0562-38-7634

鋤柄 浩一（岡崎支部）
愛知第 2994 号
〒 444-0202
岡崎市宮地町字北浦 40 番地
ファミリー駅西 201 号室
TEL 0564-58-1071・FAX 0564-58-1072

土地家屋調査士法人の入会

土地家屋調査士法人 大樹
（名古屋北支部）18-0048
R5.5.1 入会
〒 460-0003
名古屋市中区錦二丁目 7 番 18 号
TEL 052-211-7838・FAX 052-211-7839
社員：愛知第 2907 号 礒貝 英樹

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人野崎合同事務所
（名古屋北支部）18-0033
使用人調査士の雇用：愛知第 3114 号 小池 高志

土地家屋調査士法人キャストグローバル
（名古屋北支部）01-0017-18-0026
使用人調査士の退職：愛知第 3081 号 谷上 裕一

土地家屋調査士法人児玉測量設計
（岡崎支部）18-0036
使用人調査士の雇用：愛知第 3112 号 左右田 崇

退会者

松本 慶司（岡崎支部）
愛知第 3019 号／令和 2 年 2 月入会

石黒 久男（知多支部）
愛知第 2030 号／平成 2 年 4 月入会

日高 賢二（知多支部）
愛知第 2736 号／平成 22 年 4 月入会

嶽ノ 和弘（名古屋北支部）
愛知第 2979 号／平成 30 年 7 月入会
土地家屋調査士法人キャストグローバル
※大阪会へ転出

谷上 裕一（名古屋北支部）
愛知第 3081 号／令和 4 年 4 月入会
※富山会へ転出

早稲田 泰英（名古屋東支部）
愛知第 2846 号／平成 26 年 1 月入会
※東京会へ転出

高田 憲一（一宮支部）
愛知第 2986 号／平成 30 年 12 月入会

岡本 邦治（岡崎支部）
愛知第 2243 号／平成 9 年 3 月入会

事務所の FAX の変更

清水 繁（豊田支部）
愛知第 1862 号
FAX 0565-33-2512

土田 貴生（豊田支部）
愛知第 2853 号
FAX 0561-76-2756

☑ 業務に関するお知らせ（5月19日から6月20日まで）

- 5月19日 eラーニングコンテンツ（今日から調査士補助者！～弁護士と学ぶ業界法と補助者の心得～）のYouTube動画の限定公開について
- 5月30日 令和3年度～令和4年度研究所研究報告書の公開について
- 5月30日 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止ガイドラインの廃止について
- 5月31日 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する周知について
- 6月7日 令和5年度地籍整備推進調査費補助金（民間事業者等直接交付分）（第2回）の募集開始について
- 6月9日 第23回あいち境界シンポジウムのご案内
- 6月12日 【稲沢市】稲沢市公共用地境界確認事務取扱要領等の改正について（通知）
- 6月14日 国土交通省が実施する「令和5年度所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定円滑化、普及・定着等に向けたモデル調査」の募集について
- 6月14日 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律に対する附帯決議について
- 6月19日 研究所＜令和5年度測量誤差と一点一成果の追加研究員並びに 新たな研究テーマの研究員の募集＞について

以上、ホームページ＞会員の広場＞通知・通達、お知らせへ掲載しました。



表紙写真 「見附島」

名古屋北支部 西村頼人 撮影場所：石川県珠洲市

- ◆能登半島の先端にある見附島です。弘法大師が“見つけた”ことが名前の由来だそうです。
ちょうど干潮で近くまで渡れました。

編集 後記

今月号は各部署長の就任挨拶を掲載しました。各部署長の就任挨拶は「これからやるぞ！」と意気込みを感じさせてくれる文章でした。今後の各部の活動にもご注目ください。他には寄附講座運営委員会の牧田委員長が、名城大学で行われている寄附講座の開講報告を執筆してくれました。大学生たちに土地家屋調査士の資格を知ってもらい、目指してもらいたい。これからの土地家屋調査士の資格を存続させるためにも、非常に大事な事業だと感じています。また、来月8月1日にはあいち境界シンポジウムが開催されます。案内を掲載していますので、会員の皆さんは奮って参加していただき、盛り上げていきましょう。

（広報委員長 中島 健太）

- 発行日 令和5年7月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページのURL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>